

公益社団法人日本近代五種協会審判員規程

(2020年12月改)

(定義)

第1条 この規程は、公益社団法人日本近代五種協会（以下「当協会」という）または加盟団体が主催、共催あるいは所管する競技会（以下「競技会」という）において、競技を公正、公平で安全かつ迅速に競技を進行させるために従事する審判員の制度を定め、審判員の養成とその資質の向上を図ることを目的とする。

(審判員の資格級)

第2条 当協会が認定する審判員の資格級は以下の4種とする。

- ① 近代五種S級審判員
国際近代五種連合（以下「UIPM」という）審判規程によるLevel 3の資格を有する者
- ② 近代五種A級審判員
UIPM 審判規程によるLevel 2の資格または同等の技能を有する者
- ③ 近代五種B級審判員
近代五種競技の複数競技の審判技能を有する者
- ④ 近代3種審判員
近代3種競技の審判技能を有する者

(審判員養成講習と検定試験および取得要件)

第3条 審判員資格の新規取得、現有資格の更新および上位級への昇格を目的として、当協会及びUIPMが実施する講習会を審判員養成講習会（以下、講習会という）と称する。

- 2 審判員資格の新規取得および昇格を希望する者は、18歳以上の当協会の会員であって、講習会を受講し検定試験を受験しなければならない（「別表1」）。
- 3 講習及び検定試験は同一講習会において受講及び受験しなければならない。

(資格の認定)

第4条 第3条に定める講習会を受講し検定試験においてそれぞれの資格級に合格した者を審判委員会（以下「当委員会」という）として資格認定の推薦を当協会会長に行い、承認を得て合格者に通知し、登録が完了した者を当協会が審判員として認定する。但し、当委員会が特に認めた者については、当協会会長に推薦を行い、承認を得て資格の認定または昇格をさせることができる。

(有効期間)

第5条 第2条に定める審判員資格の有効期間は3年間とし、毎年度一回以上、当委員会が開催する審判員研修会に参加する。

(登録料)

第 6 条 登録料は別表 2 に定める。

(新規登録)

第 7 条 講習会を受講し検定試験に合格した者に対して当協会会長の承認を得て合格通知を送付する。
通知を受領した者は、概ね 1 ヶ月以内に登録申請を行うものとする。

- 2 登録申請は、別に定める様式に合格通知の写しを添えて当協会事務局に送付し、併せて前条に定める登録料を納入するものとする。認定された者は、当協会 WEB サイト等に公表する。
- 3 合格通知送付後 3 ヶ月を経過しても登録申請が行われない場合は、合格を無効にする。
- 4 資格の有効期限は合格した検定試験実施日から満 3 年経過後、直近の 3 月 31 日とする。

(資格の更新)

第 8 条 資格の有効期間が満了する年度に更新登録申請を行うことにより、当該資格の有効期間が延長される。

- 2 更新登録申請は、別に定める様式を当協会事務局に送付し、併せて第 6 条に定める登録料を納入するものとする。
- 3 認定された者は当協会 WEB サイト等に公表する。

(資格の昇格)

第 9 条 昇格のための講習会を受講し検定試験に合格した者には当協会会長の承認を得て合格通知を送付する。

- 2 昇格登録申請は、別に定める様式を当協会事務局に送付し、併せて第 6 条に定める登録料を納入するものとする。認定された者は当協会 WEB サイト等に公表する。
- 3 合格通知送付後 3 ヶ月を経過しても登録申請が行われない場合は、合格を無効とする。

(資格の失効)

第 10 条 次の各号の何れかに該当する者は資格を失効するものとする。

- ① 当協会の会員でなくなったとき
- ② 第 8 条に定める更新申請を行わなかったとき
- ③ 本人より資格の取り消しの申し出があったとき

(資格の復活)

第 11 条 資格を失効した者は、失効時に有していた資格を対象とした講習会を受講し、検定試験に合格することにより当該資格を復活することができる。

- 2 復活登録申請は、別に定める様式を当協会事務局に送付し、併せて第 6 条に定める登録料を納入するものとする。認定された者は、当協会 WEB サイト等に公表する。

3 合格通知送付後3ヶ月を経過しても登録申請が行われない場合は、合格を無効とする。

(責務)

第12条 審判員は、当委員会から審判員としての活動を指示された場合には、正当な理由なくこれを拒否しないものとする。

(コンプライアンス強化)

第13条 当委員会が実施する講習会及び審判員研修会において、コンプライアンス教育を実施するものとし、審判員は年度1回以上コンプライアンス教育を受講し、コンプライアンスの強化と維持に努める。

(審判員の選考)

第14条 当協会が主催または共催する競技会における審判員の選考については以下のとおりとし、当委員会によって選考し、当協会会長の承認を得て指定する。

① 国際競技会及び全日本選手権大会

審判長及び各イベントディレクターは近代五種S級または同等の技能を有する近代五種A級審判員から選考する。

② 国内各種競技会

審判長は近代五種A級、各イベントディレクターは近代五種B級以上審判員から選考する。

③ 近代3種競技会

審判長は近代五種B級以上、各イベントディレクターは近代3種審判員以上から選考する。

(派遣依頼審判員)

第15条 当委員会は、特に定める種目に限定し、他の競技協会及び連盟に対し、公的に認定された資格を有する審判員の派遣を依頼することができる。派遣される審判員においては、当協会の会員であることは要しない。

(名誉審判員)

第16条 当委員会は、満70歳以上で近代五種審判員資格を有する者には、本人の希望により、当協会会長の承認を得て、名誉審判員資格を授与する。

2 登録申請は、別に定める様式を当協会事務局に送付し、併せて第6条に定める登録料を納入するものとする。なお、名誉審判員の登録をもって、名誉審判員になる前に有していた資格は有効期間満了とし、以後、復活することはできない。

3 名誉審判員は、競技会における審判の職務に就くことはできない。

4 名誉審判員は、当協会の会員である限り資格は有効とする。

(表彰)

第17条 当委員会は、特に優秀な審判員に対し、当協会会長の承認を得て表彰を行うことができる。

(罰則)

第18条 審判員であつて適性を欠く行為のあつた者に対しては、当委員会の議を経て、資格停止、降格もしくは除名することができる。

(オフィシャルIDカード)

第19条 当協会が認定する審判員資格を有する者あるいは名誉審判員であることを証するため、オフィシャルIDカード（以下、カードという）を交付する。

2 カードの種類は以下のとおりとし、新規・更新および昇格登録時に交付する。

- | | |
|----------------|--------|
| ① 近代五種S、A、B審判員 | ホワイト |
| ② 近代3種審判員 | スカイブルー |
| ③ 名誉審判員 | ピンク |

3 カードは、競技会において審判員の職務に就く場合に着用提示する。

附則 この規程は、令和3年1月1日より施行する。

〈制定〉平成28年 9月13日

〈改定〉令和 2年12月19日

別表1 資格取得要件

級	取得要件
近代五種 S 級	講習会を受講し検定試験においてLevel 3の資格を取得した者
近代五種 A 級	講習会を受講し検定試験においてLevel 2の資格を取得した者または同等の技能を有する者
近代五種 B 級	講習会を受講し検定試験に合格し、複数種目の審判技能を有する者
近代3種	18歳以上の会員で、当協会の講習会を受講し検定試験に合格した者

別表2 審判員資格登録料

資格級	登録料	
	新規・昇格	更新
近代五種審判員 (S級、A級、B級共通)	10,000円 (カード代を含む)	5,000円
近代3種審判員	8,000円 (カード代を含む)	4,000円
名誉審判員	20,000円	